

平成28年10月より オークション、情報誌の走行距離の表示ルールが 規約に準拠したものに変わります！

中古バイクの走行距離表示を行う際の注意点

平成26年以降、
走行距離数に
関する**不当表示**が
立て続けに発生！

消費者庁においては
「措置命令(行政処分)」、
自動車公取協においては
「**嚴重警告及び違約金**」の
措置がとられています！

このままでは、
二輪車業界に対する
お客様からの信頼が
失墜しかねません！

業界全体で二輪中古車の
**走行距離表示の
適正化**を図ることが
急務となっています！

公取協では走行距離表示の適正化を図るため、二輪業界全体をメンバーとした特別対策部会を設置、中古二輪車の適正な走行距離表示を徹底するための対応策について検討し、平成28年10月より二輪業界共通のルールとして運用を開始することとしました。

お客様のさらなる信頼を確保するためにも、本パンフレットを十分ご確認ください。走行距離数について、正確な情報をお伝えいただきますようお願いいたします。

【公取協 二輪中古車の走行距離表示の適正化に関する特別対策部会】

【特別対策部会 参加会社・団体】

- ◆(一社)日本二輪車オークション協会及び加盟オークション会場
- ◆(株)プロトコーポレーション ◆(株)バイクプロス ◆(株)アイクコーポレーション ◆(株)リパークレイン
- ◆国内メーカーディストリビューター各社 ◆日本自動車輸入組合及び加盟インポーター各社
- ◆(一社)全国二輪車用品連合会及び加盟会社 ◆(一社)日本二輪車普及安全協会 ◆全国オートバイ協同組合連合会
- ◆(一社)日本自動車工業会 ◆(一社)全国軽自動車協会連合会 ◆(一社)自動車公正取引協議会

●本資料に関するお問い合わせは●



一般社団法人 自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町

TEL.03-5511-2113 FAX.03-5511-2114 URL <http://www.aftc.or.jp>

走行距離は公正競争規約に

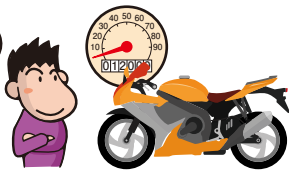
走行距離の表示は、「バイクオークション」、「販売(修理・カスタム)」、「情報

1 実走行距離数の車両とは

次の2つの条件をクリアした車両

- ① 走行メーター表示値相応の車両状態であると判断
⇒プロとして十分確認してください
- ② 車検証や点検整備記録簿等の記録から交換や減算の事実がみられない

車検証も問題ないし、各部位の状態も相応だな!



2 走行メーターに交換歴のある車両とは

次の条件をクリアした車両

- 公取協作成の交換記録シールが車両に貼付されている
⇒シート下を必ず確認しましょう
※ 走行メーターを交換したら、交換記録を作成して自社でも保管しておきましょう

走行メーター交換記録シール (一社)自動車公正取引協議会

車台番号			
メーター表示 (交換前)	km	交換年月日	
(交換後)	km	年 月 日	
〈実施販売店名〉		
〈実施者氏名〉		
〈住所〉		
〈電話〉		

このシールを剥がすと「走行距離減算車」として扱われ、価値が減額します。

公取協作成の「走行メーター交換記録シール」を使用すれば、車両への交換記録の保管が簡単に行えます

メーター交換時の注意点等については裏面へ

●以下①～③のいずれの場合も共通の

① カスタム・修理によるメーター交換

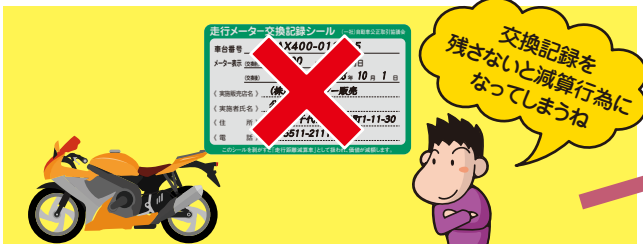
- ◎ 交換記録を作成・保存して交換記録シールをシート下フレームに貼付すれば...



交換記録を残して走行距離が分かる車両にしよう!

交換記録シールを貼付して車両に交換記録を残すことにより、正しい距離数分かる車両(=実走行と変わらない車両)として流通させることができ、車両価値を保つことができます!

- ✗ 交換記録を作成せずに交換してしまうと



交換記録を残さないと減算行為になってしまうね

単にメーターを交換してしまうと、結果、走行距離数が減算された車両になってしまい、大きく車両価値が下落してしまう可能性がありますので、必ず交換記録を残してください!

② バイクオークション

出品した車両は、検査員や走行距離管理システム(日本二輪車オークション協会が運用)により距離数が正しいかどうかチェックされます。チェック結果や自己申告した内容は次のようにマークにより表示されます

1. 実走行距離数

車検	28	年	4	月
走行	1	5	,000	km
				マイル
外色	元色	オレンジ	色替	

2. 走行メーター交換歴車(ドルマーク)

車検	28	年	4	月
走行	5	,000	000	km
				マイル
外色	元色	オレンジ	色替	

3. 走行距離減算車(アスタリスクマーク)

車検	28	年	4	月
走行	5	,000	000	km
				マイル
外色	元色	オレンジ	色替	

4. 走行距離疑義車(クエスチョンマーク)

車検	28	年	4	月
走行	1	8	,500	000
				km
				マイル
外色	元色	オレンジ	色替	

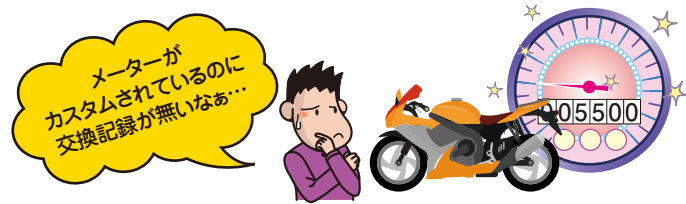
基づき、適正に表示しましょう

誌」、どの場面でも公正競争規約に基づく4つの区分により表示しましょう

3 走行メーターに減算歴のある車両とは

次のどちらかに該当する車両

- ①点検整備記録簿やオークション履歴等により、走行距離数の減算が判明
⇒プロとして十分確認しましょう
- ②走行メーターが交換されているが、交換の記録(交換実施事業者・年月日、交換前後の走行メーター表示値)が無い



4 走行距離数に疑義がある車両とは

次の2つの条件に該当する車両

- ①交換歴や減算歴の記録は無いが、
- ②車両状態等から、走行メーターの表示値が正しいと言い切れない
⇒プロとして十分確認しましょう



ルールに基づいて表示しましょう

③ 情報誌・展示車

公正競争規約に基づき正しく表示します
オークションで出品票等に左記のマークが記載された車両を仕入れた場合、マークに従い表示します

バイクオークションの出品票等には、いずれの場合も走行距離が記載されていますが、減算車、疑義車の場合、広告やプライスカードには**走行キロ数を表示することはできません**

1. 実走行距離数

●走行距離数
15,000 km()

2. 走行メーター交換歴車

⇒交換されている旨及び交換前後の走行距離数を表示します

●走行距離数
交換歴車 km(交換前10,000km 交換後5,000km)

3. 走行距離減算車 **◇** 数値表示不可

⇒「改ざんされている旨(「減算車」等)」を表示します

●走行距離数
減算車 km()

4. 走行距離数に疑義のある車両 **◇** 数値表示不可

⇒「? 不明」と表示します

●走行距離数
? km(**不** **明**)

このような表示を行うと不当表示に該当します

ウソの表示や紛らわしい表示は、景品表示法及び公正競争規約に違反し、行政処分の対象となります。また、消費者契約法の不実告知にも該当し、契約を取り消されることもあります。

× 走行メーターが交換されている車両を実走行として表示



× バイクオークションで仕入れた「走行距離減算車」を実走行として表示



修理やカスタマイズで走行メーターを交換する場合は、 公取協作成の「走行メーター交換記録シール」を記入・貼付して下さい

※シールを記入・貼付すれば、車両への交換記録の保管が簡単にできます!

走行メーター交換記録シール(販売店保管用記録シート付属)

走行メーター交換記録シール (一社)自動車公正取引協議会	
車台番号	AX400-012345
メーター表示 (交換前)	5,000 km 交換年月日
(交換後)	0 km H28年10月1日
〈実施販売店名〉	(株)公取モーター販売
〈実施者氏名〉	公取 太郎
〈住所〉	東京都千代田区永田町1-11-30
〈電話〉	03-5511-2111
このシールを剥がすと「走行距離減算車」として扱われ、価値が減額します。	

● 交換記録シールの全ての項目に記入します

メーター交換記録シート(販売店保管用)	
※整備記録簿やパソコン等により交換記録を管理している場合、本シートを使用する必要はありません。	
車台番号	AX400-012345
メーター表示 (交換前)	5,000 km 交換年月日
(交換後)	0 km H28年10月1日
〈実施販売店名〉	(株)公取モーター販売
〈実施者氏名〉	公取 太郎
〈住所〉	東京都千代田区永田町1-11-30
〈電話〉	03-5511-2111

● 付属の交換記録シートに転記すれば、
自社が管理する交換記録を作成できます

⇒シールの記載事項を全て記入してシート下フレーム部分(下記参照)に貼付し、併せて交換記録シートに転記して自社の交換記録として保存して下さい

⇒整備記録簿やパソコン等により交換記録を管理している場合は、付属の交換記録シートを使用する必要はありません

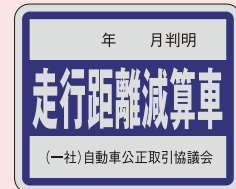
- ※1 交換記録(記録簿等)が残っているが本シールが貼付されていない車両については、交換記録の内容を本シールに転記して車両に貼付することにより「走行メーター交換歴車」として流通させることができます
- ※2 交換記録が残っていて、旧交換歴車シールが貼付されている車両については、新たに交換記録シールを貼付する必要はありませんが、再流通の際に交換記録が無くなることも考えられるため、※1のようにシールに転記して貼付しましょう



本シールは車両の品質・価値等の判断材料となるものです。
したがって、シールの内容について虚偽の記載等を行った場合、景品表示法違反や詐欺罪に問われる場合がありますので、正しく記載して下さい。

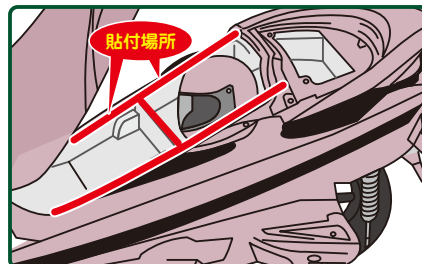
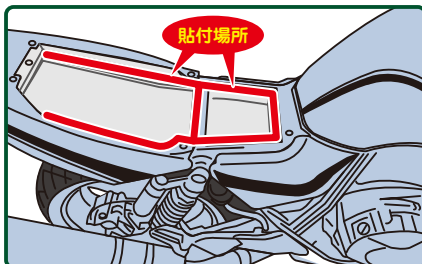
走行距離減算車シール

走行距離計の改ざんが判明した車両の場合は、
「改ざんが判明した年月」を記載した「走行距離減算車シール」を、
メインフレーム(下記参照)に貼付して下さい。



「走行メーター交換記録シール」「減算車シール」の貼付場所

シート下フレーム(シートレール)に貼付します(交換記録シールについては、一部にかけて貼付することも可能。
その場合は、シール台紙のスリットを使用してください)



※スクーターはフレームがカバーに覆われていることがあります。カバーを持ち上げ、フレーム自体に貼付して下さい

<シール取扱い窓口>

※H28年4月現在

- 自動車公取協 ●JABA加盟オークション会場 ●中古二輪情報誌社 ●国内4メーカーディストリビューター
- JAIA加盟インポーター ●AJオートバイ組合 ●二普協各地区事務所 ●JMCA加盟用品販売店

※一部、取扱いのない会社(団体)もございます。最新の取扱い窓口については、公取協ホームページをご覧ください